様式１（行政手続法適用：個票番号801）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		道路管理者以外の者が行う工事の承認
根拠法令名		道路法（昭和27年法律第180号）
根拠条項		第24条
根拠条文		道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。
審査基準の内容		法令の定め 1.　根拠条文中の、道路に関する工事の設計及び実施計画を添付 次に掲げるものに該当しない場合に許可（承認）する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考		

様式１（行政手続法適用：個票番号802）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		道路占用の許可
根拠法令名		道路法（昭和27年法律第180号）
根拠条項		第32条第１項
根拠条文		道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令の定め 第２項　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 1.　道路の占用の目的　2.　道路の占用の期間 3.　道路の占用の場所　4.　工作物、物件又は施設の構造 5.　工事実施の方法　6.　工事の時期 7.　道路の復旧方法 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合 その他は別紙のとおり
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備　考		

審査基準の内容	第33条（道路の占用の許可基準） 第１項　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに　該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得　ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第　一項又は第三項の許可を与えることができる。 第２項　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 （1）前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの （2）前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの 厚岸町道路占用規則 第２条（申請書の提出） 　法第32条第１項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けるため、占用の許可を受けようとする者又は同条第３項の規定に基づく占用変更の許可を受けようとする者は、別記第１号様式による道路占用許可申請書を町長に提出しなければならない。 第４条（許可の基準） 第１項　町長は、法第33条に規定する占用の許可基準によるほか、次に掲げる基準により占用の許可をするものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。 (1)　歩道と車道の区分のない道路にあっては、その幅員の10パーセント以内 (2)　歩道と車道の区分のある道路にあっては、その歩道幅員の50パーセント以内 (3)　電柱、電話柱等に添加する看板（以下「添加看板」という。）又は巻き付ける看板（以下「巻付看板」という。）の占用にあっては、次のとおりとする。 ア　添加看板の下端は、歩道上では路面から３メートル以上、歩道を有しない道路では4.5メートル以上とし、長さ1.2メート　　ル以下、幅0.45メートル以下のもの イ　巻付看板の下端は、路面から1.5メートル以上とし、長さ1.8メートル以下、幅0.3メートル以下のもの ウ　看板は１柱に１個とすること（巻付看板は１個を２面として取り付けることができる。）。 (4)　突出看板にあっては、次のとおりとする。

様式１（行政手続法適用：個票番号803）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		道路占用の変更の許可
根拠法令名		道路法（昭和27年法律第180号）
根拠条項		第32条第３項
根拠条文		第一項の規定による許可を受けた者（道路占用者）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令の定め 第２項　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 1.　道路の占用の目的　　2.　道路の占用の期間 3.　道路の占用の場所　　4.　工作物、物件又は施設の構造 5.　工事実施の方法　　6.　工事の時期 7.　道路の復旧方法 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合 その他は別紙のとおり
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考		

審査基準の内容	第33条（道路の占用の許可基準） 第１項　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに　該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得　ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第　一項又は第三項の許可を与えることができる。 第２項　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 （1）前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの （2）前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの 厚岸町道路占用規則 第２条（申請書の提出） 　法第32条第１項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けるため、占用の許可を受けようとする者又は同条第３項の規定に基づく占用変更の許可を受けようとする者は、別記第１号様式による道路占用許可申請書を町長に提出しなければならない。 第４条（許可の基準） 第１項　町長は、法第33条に規定する占用の許可基準によるほか、次に掲げる基準により占用の許可をするものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。 (1)　歩道と車道の区分のない道路にあっては、その幅員の10パーセント以内 (2)　歩道と車道の区分のある道路にあっては、その歩道幅員の50パーセント以内 (3)　電柱、電話柱等に添加する看板（以下「添加看板」という。）又は巻き付ける看板（以下「巻付看板」という。）の占用にあっては、次のとおりとする。 ア　添加看板の下端は、歩道上では路面から３メートル以上、歩道を有しない道路では4.5メートル以上とし、長さ1.2メート　　ル以下、幅0.45メートル以下のもの イ　巻付看板の下端は、路面から1.5メートル以上とし、長さ1.8メートル以下、幅0.3メートル以下のもの ウ　看板は１柱に１個とすること（巻付看板は１個を２面として取り付けることができる。）。 (4)　突出看板にあっては、次のとおりとする。

様式１（行政手続法適用：個票番号804）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可
根拠法令名		都市公園法（昭和31年法律第79号）
根拠条項		第５条第１項
根拠条文		法第二条の三の規定により都市公園を管理する者（公園管理者）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
審査基準の内容		厚岸町都市公園条例　第８条 法第５条第１項の規定により公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、設置又は管理の目的及び期間、公園施設の構造及び管理の方法、その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 都市公園法　第５条第２項 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考		

様式１（行政手続法適用：個票番号805）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		都市公園占用の許可
根拠法令名		都市公園法（昭和31年法律第79号）
根拠条項		第６条第１項
根拠条文		都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令の定め 第２項　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 法第７条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 厚岸町都市公園条例　第８条第２項 法第６条の規定により公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、同法に定めるもののほか、占用物件の管理の方法、公園の復旧方法その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備　考		

様式１（行政手続法適用：個票番号806）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		都市公園占用の変更の許可
根拠法令名		都市公園法（昭和31年法律第79号）
根拠条項		第６条第３項
根拠条文		第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
審査基準の内容		法令の定め 第２項　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 （特に変更の定めはないが、許可の変更のため、第２項が審査基準。） 法第７条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 厚岸町都市公園条例　第８条第３項 第８条第２項の許可を受けた者は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。 第３項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備　考		

様式１（行政手続法適用：個票番号807）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理許可
根拠法令名		都市公園法（昭和31年法律第79号）
根拠条項		第33条第４項
根拠条文		第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（公園予定地）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（予定公園施設）について準用する。
審査基準の内容		法令の定め（法第６条第２項)） 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 厚岸町都市公園条例　第８条第１項 法第５条第１項の規定により公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、設置又は管理の目的及び期間、公園施設の構造及び管理の方法、その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考		

様式１（行政手続法適用：個票番号808）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月１３日作成

処　分　名		公園予定地の占用の許可
根拠法令名		都市公園法（昭和31年法律第79号）
根拠条項		第33条第４項
根拠条文		第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（公園予定地）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（予定公園施設）について準用する。
審査基準の内容		法令の定め（法第６条）・・準用条文 第１項　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 第２項　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 厚岸町都市公園条例　第８条第２項 法第６条の規定により公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、同法に定めるもののほか、占用物件の管理の方法、公園の復旧方法その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1.　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員の利益になると認められる場合
標準処理期間	総期間	７日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	７日（機関名：建設課　　）
所管部署		建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考		

様式１（行政手続法適用：個票番号810）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月　９日作成

処　分　名		緑地協定の許可（全員協定）
根拠法令名		都市緑地法（昭和48年法律第72号）
根拠条項		第45条第４項
根拠条文		第一項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令で定める基準のとおり 都市緑地法第47条第１項の規定による。 具体的内容は次のとおり。 (緑地協定の認可) 第四十七条　市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。 一　申請手続が法令に違反しないこと。 二　土地の利用を不当に制限するものでないこと。 三　第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 四　緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	総期間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課土木都市計画係
備考		手続きの流れ 受付→広告･縦覧(2週間)→認可審査→認可(認可後広告・縦覧必要)

様式１（行政手続法適用：個票番号811）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月　９日作成

処　分　名		緑地協定の変更許可
根拠法令名		都市緑地法（昭和48年法律第72号）
根拠条項		第48条第１項
根拠条文		緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令で定める基準のとおり 都市緑地法第48条第２項により認可の基準が準用される。 具体的内容は次のとおり。 （緑地協定の変更） 第四十八条　緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 ２　前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。 （緑地協定の認可） 第四十七条　市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。 一　申請手続が法令に違反しないこと。 二　土地の利用を不当に制限するものでないこと。 三　第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 四　緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	総期間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課土木都市計画係
備考		手続きの流れ 受付→広告･縦覧(2週間)→認可審査→認可(認可後広告・縦覧必要)

様式１（行政手続法適用：個票番号812）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月　９日作成

処　分　名		緑地協定の廃止の許可
根拠法令名		都市緑地法（昭和48年法律第72号）
根拠条項		第52条第１項
根拠条文		緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
審査基準の内容		法令で定める基準のとおり 都市緑地法第52条第１項の規定による。 具体的内容は次のとおり。 （緑地協定の廃止） 第五十二条　緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 ２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。
標準処理期間	総期間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課土木都市計画係
備　考		手続きの流れ 受付→認可審査→認可（認可後広告・縦覧必要）

様式１（行政手続法適用：個票番号813）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年　２月　９日作成

処　分　名		緑地協定の許可（一人協定）
根拠法令名		都市緑地法（昭和48年法律第72号）
根拠条項		第54条第１項
根拠条文		都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。
審査基準の内容		法令で定める基準のとおり 都市緑地法第52条第１項及び第２項の規定による。 具体的内容は次のとおり。 （緑地協定の設定の特則） 第五十四条　都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。 ２　市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。 ３　第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。 ４　第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告のあつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。
標準処理期間	総期間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課土木都市計画係
備考		手続きの流れ 受付→認可審査→認可（認可後広告・縦覧必要）

様式１（行政手続法適用：個票番号８２８）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（個人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第28条の４第３項第６号
根拠条文		個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第４号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第19条 15　法第28条の４第３項第６号の都道府県知事(市長)の認定は、住宅を新築した個人の申請に基づき、当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 一　建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二　住宅の床面積に関する事項 三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

様式１（行政手続法適用：個票番号８２９）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良宅地の認定
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第28条の４第３項第７号イ、第68条の69第３項第７号イ
根拠条文		別紙根拠条文のとおり
審査基準の内容		別紙審査基準の内容の規定のとおり
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備考		申請実績が無く、規模により異なるので、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。

根拠条文	優良宅地の認定（個人・短期） 租税特別措置法 第68条の69第３項第７号ロ 七　次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの ロ　一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)
審査基準の内容	優良宅地の認定（個人・短期） 租税特別措置法施行令 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第39条の98 12　法第68条の69第３項第６号及び第７号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 14　法第68条の69第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額(同項に規定する予定対価の額をいう。)とし、その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第８条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第９条第１項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。

根拠条文	優良宅地の認定（連結法人・短期） 租税特別措置法 第28条の４第３項第５号イ 五　その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの イ　当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。
審査基準の内容	優良宅地の認定（連結法人・短期） 租税特別措置法施行令 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第19条 13　法第28条の４第３項第５号イの都道府県知事(市長)の認定は、宅地の造成を行おうとする個人の請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 （１）　宅地の用途に関する事項 （２）　宅地としての安全性に関する事項 （３）　給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項 （４）　その他優良な宅地の供給に関し必要な事項

租税特別措置法
第68条の69第3項第7号ロ
(7)次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの
ロ一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)

租税特別措置法施行令
(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)
第39条の98
12法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。
14法第68条の69第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額(同項に規定する予定対価の額をいう。)とし、その他の
場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第8条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。

租税特別措置法
第28条の4第3項第5号イ
(5)その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの
イ当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

租税特別措置法施行令
(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)
第19条
13法第28条の4第3項第5号イの都道府県知事(市長)の認定は、宅地の造成を行おうとする個人の請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合ている場合に行うものとする。
(1)宅地の用途に関する事項
(2)宅地としての安全性に関する事項
(3)給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項
(4)その他優良な宅地の供給に関し必要な事項

様式１（行政手続法適用：個票番号８３０）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（個人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第28条の４第３項第７号ロ
根拠条文		（次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの ロ　一団の宅地で、当該個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 （土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例） 第19条 14　法第28条の４第３項第６号及び第７号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該個人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 16　法第28条の４第３項第７号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第１項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額とし、その他の場合にあつては法第28条の4第３項第７号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法（昭和44年法律第49号）第８条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第12項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。 17　第13項の規定は法第28条の４第３項第７号イの市町村長又は特別区の区長（同号イに規定する許可をした者を含む。）の認定について、第15項の規定は同号ロの市町村長又は特別区の区長の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第13項中「行おうとする」とあるのは、「行った」と読み替えるものとする。
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（個人・長期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第31条の２第２項第15号二
根拠条文		別紙のとおり
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例） 第20条の２ 21 法第31条の２第２項第15号ニの都道府県知事（同号ニに規定する中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長）の認定は、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人の申請に基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 一　建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二　住宅の床面積に関する事項 三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

根拠条文	第31条の２第２項 十五　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第５項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第２条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の３に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第５項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第６号から第９号まで、第12号又は前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。) ニ　当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長)の認定を受けたものであること。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３２）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（法人・長期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第62条の３第４項第15号二
根拠条文		別紙のとおり
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 （土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第38条の４ 30　法第62条の３第４項第第15号ニの都道府県知事（同号ニに　規定する中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長）の認定は、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人の申請に基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 一　建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二　住宅の床面積に関する事項 三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

根拠条文	租税特別措置法 第62条の３第４項 (15)　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次 に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第７項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第７項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第６号から第９号まで、第12号又は前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。) イ　一団の住宅にあっては、その建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。 ロ　中高層の耐火共同住宅にあっては、住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律第２条第１項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1,000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。 ハ　前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。 ニ　当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長)の認定を受けたものであること。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３３）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（法人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第63条第３項第６号
根拠条文		六　法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第４号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第38条の５ 12　法第63条第３項第６号及び第７号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 13　法第63条第３項第６号の都道府県知事の認定は、住宅を新築した法人の申請に基づき、当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 一　建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二　住宅の床面積に関する事項 三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３４）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（法人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第63条第３項第７号ロ
根拠条文		七　次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの ロ　一団の宅地で、当該法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 （短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第38条の５ 12　法第63条第３項第６号及び第７号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 14　法第63条第３項第７号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第１項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額とし、その他の場合にあつては法第63条第３項第７号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第８条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第９条第１項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。 15　第11項の規定は法第63条第３項第７号イの市町村長又は特別区の区長（同号イに規定する許可をした者を含む。）の認定について、第13項の規定は同号ロの市町村長又は特別区の区長の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第11項中「行おうとする」とあるのは、「行った」と読み替えるものとする。
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３５）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（連結法人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第68条の69第３項第６号
根拠条文		六　連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第４号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第39条の98 12　法第68条の69第３項第６号及び第７号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 13　法第68条の69第３項第６号の都道府県知事の認定は、住宅を新築した連結法人の申請に基づき、当該住宅が第38条の５第13項各号に掲げる事項について同項に規定する国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

様式１（行政手続法適用：個票番号８３６）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成２７年２月１０日作成

処　分　名		優良住宅の認定（連結法人・短期）
根拠法令名		租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
根拠条項		第68条の69第３項第７号ロ
根拠条文		別紙のとおり
審査基準の内容		租税特別措置法施行令 （短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第39条の98 12　法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 14　法第68条の69第３項第７号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第１項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額(同項に規定する予定対価の額をいう。)とし、その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第８条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第９条第１項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。
標準処理期間	総期間	日（　　）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	日（機関名：　　）
所管部署		建設課建築係
備　　考		申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。

根拠条文	七　次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの ロ　一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)